

広島県教育委員会規則第五号

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十一年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五の規定に基づき、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が広島県立中学校、広島県立高等学校及び広島県立特別支援学校（以下これらを「学校」と総称する。）ごとに設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第四十七条の五第二項第四号に規定する教育委員会が必要と認める者は、協議会を設置する学校の校長（以下「校長」という。）のほか、次の各号のいずれかに該当する者で、教育委員会が適当と認めるものとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(基本的な方針の承認)</p> <p>第九条 法第四十七条の五第四項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(任用に関する事項)</p> <p>第十条 法第四十七条の五第七項に規定する教育委員会規則で定める事項は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が広島県立中学校、広島県立高等学校及び広島県立特別支援学校（以下これらを「学校」と総称する。）ごとに設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第四十七条の六第二項第四号に規定する教育委員会が必要と認める者は、協議会を設置する学校の校長（以下「校長」という。）のほか、次の各号のいずれかに該当する者で、教育委員会が適当と認めるものとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(基本的な方針の承認)</p> <p>第九条 法第四十七条の六第四項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(任用に関する事項)</p> <p>第十条 法第四十七条の六第七項に規定する教育委員会規則で定める事項は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。